

第29回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成26年2月21日（金）午前10時00分

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 委員長の選任等

別紙第2のとおり

(2) 今回のテーマ（裁判員裁判について）に関する意見交換

別紙第3のとおり

【要旨】

当日までに各委員が傍聴等を行った裁判員裁判に関して感想、質問及び意見等が述べられ、裁判員裁判全般について意見交換がされた。

- ① 裁判員裁判を傍聴した感想について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- ② 裁判員の構成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 ページ
- ③ 裁判員の負担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 ページ
- ④ 職務従事期間中の休暇制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 ページ
- ⑤ 裁判員裁判に関する裁判所の広報活動について・・・・・・・・・・ 33 ページ

(3) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第4のとおり

(4) 次回期日

平成26年6月10日（火）午前10時00分

(別紙第1)

出席者

委員	一	坪	雅	代
同	伊	東	俊	明
同	上	岡	美保	子
同	坂	本	拓	巳
同	下	野	恭	裕
同	鈴	木	克	道
同	鈴	森	賢	史
同	中	野		惇
同	野々	上	友	之
同	樋	口	正	行
同	水	野	洋	子
同	宮	崎	隆	博
同	宮	本	英	子

(五十音順)

(別紙第2)

【委員長の選任等について】

事務担当者

続きまして、委員長の選任についてです。前回まで委員長をしていただいているA委員につきまして、平成26年1月5日をもって委員の任期が満了となり、1月6日付で委員に再任されております。一旦委員としての任期が満了となったことに伴い委員長を選任する必要があります。お手元に最高裁判所規則第九号地方裁判所委員会規則を参考にお配りしています。その第6条第1項に基づいて委員の互選により委員長を選任していただきたいと思えます。

まず、立候補される方や推薦される方について、委員の方の御意見を申し上げます。いかがでしょうか。

(特に意見は述べられなかった。)

A委員

よろしいでしょうか。

先ほど委員として再任されましたので、引き続き私でよろしければ委員長をさせていただきます。そういう意味で立候補させていただきます。

(他の全委員からの拍手によりA委員を委員長に選任することが確認された。)

事務担当者

それでは、引き続き委員長をA委員にお願いしたいと思えます。では委員長、席のほうにお願いします。

(A委員、委員長席に移動)

事務担当者

そして次に、委員会規則の第6条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」という定めがあります。

第22回の委員会において委員長代理が指名されていましたが、その後、その委員長代理の委員が退任をしております、そのまま委員長代理の指名がなされないまま現在に至っております。そこで、今回委員長が新しく選任された機会に、委員長から委員長代理を指名していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長

委員長代理の指名につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

(特に意見は述べられなかった。)

委員長

特にならなければ、委員長代理というのは、委員長に事故があるときの代理ということになり、例えば私が急に出席することができないという事情が考えられます。そうしますと、事務局との連携が必要となると考えますので、B委員にお願いしたいと思います。B委員いかがでしょうか。

B委員

やらせていただきます。

事務担当者

では、委員長代理はB委員ということで、ここからは議事の進行を委員長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

(別紙第3)

【裁判員裁判を傍聴した感想について】

委員長

本日のテーマは、裁判員裁判についてです。事前に何件か刑事裁判の裁判員裁判の傍聴のスケジュールをお渡ししていたかと思います。ただ、お忙しいと思いますので、実際に傍聴できないということも当然あるかと思います。今日の議事のテーマについての具体的な話題を設定するということもありますので、まず皆さんの率直な感想とか、意見を少し簡単でよろしいですから述べていただいたほうが、その後議論がしやすいのではないかと考えます。1人ずつ意見や感想を言っていただければと思います。

その際、法曹三者からの委員は専門家ですから、後のほうで意見を言っていただくこととして、まず法曹三者ではない委員から意見や感想を言っていただけたらと思います。

C委員から率直な意見、感想をお願いいたします。

C委員

この間、私は薬物の事件を見せていただきましたが、期日的にちょっと長いんじゃないかなということを感じました。国選の弁護人だったと思いますが、何か弁護の仕方が、ちょっと苦しいように感じました。

委員長

時間が長く感じるので、もう少し短くした方がよいということですか。

C委員

それと休憩が多いんじゃないかなと思いましたが、あれは規則があるんですか。途中での休憩が多く感じました。

委員長

具体的な問題点等々につきましては、後からまとめて少し御説明を頂くということにします。

D委員

私は、集団強姦事件と覚せい剤の事件の2件の傍聴に参りました。印象といたしましては、まず集団強姦という非常に女性にとっては厳しい事件で、また今回は本当に御本人に何も落ち度もないというつらい事件だったんですが、裁判員の構成が全員6名とも男性だったということが私にとってはちょっと意外でした。裁判員の構成は6名いらっしゃるわけですから、内容にもよるかとは思いますが、特に今回のような性的な問題が関わる問題については、全員が男性ということになるとやはり難しいのかなと、被害者の方の心情というのが分かりづらいのではないかなという印象を持ちました。いろいろな制度があるというのは聞かせていただきましたが、最低でも2名は女性が入るとか、逆に6名全員が女性になるのではなく、最低でも2名なのでとか、何かそういう仕組みができないのかなという印象を持ちました。

2点目が強姦ということで、私が聞いておりましたも本当につらくなるような事細かな説明が証言としても続きました。女性に入っていたきたいという気持ちと矛盾するようですが、裁判員にもし女性がいたら、非常に精神的な負担が大きいのではないかなという印象を受けました。であれば、説明に必要な部分を、もう少し考えていただいて精神的負担が少し軽くなるような工夫をしてもいいのではないかなという印象を持ちました。

もう一点が、今現在、裁判員裁判は、殺人であったり、集団強姦であったり、非常に重いものばかりですが、裁判所に行って抽選で選ばれて、いきなり裁判所に呼び出されて、死刑を出すか出さないかというような案件を、もし私が裁判員に選ばれてやるというのはかなり厳しいので、可能であればもう少し重くない案件がよい

と思います。案件が多過ぎるのであれば、その中の10件に1件するとか、そういうことは考えられないのかなという印象も持ちました。

最後に被告人が罪を認めているにもかかわらず、裁判員が量刑を決めるのでいろいろな証言を受けているという印象もありましたので、量刑のところを裁判員裁判でずっとしていかなきゃいけないのか、有罪か無罪かというような、そういう判定だけであれば、もう少し裁判の流れが違って来たのではないかなという印象も受けました。これは、今の現行制度として、ここがちょっと疑問に思った次第です。その4点を感想として述べさせていただきます。

E 委員

ストーカーの事件で一番最初の部分を傍聴しましたが、非常にいい経験になったと思います。今まで全く関わりのない世界を少しかいま見ることができて勉強になりました。やはり自分がもし選ばれたらどうだろうなというところと、我々の会社で社員が選ばれたときにどういう対応をするだろうというところが一番疑問といますか、今後考えなければいけないところかなと思いました。これだけの準備とそれからこの全ての公判に参加をするという点でやっぱり仕事との兼ね合いというのは非常に難しいだろうなと思います。私も勉強不足のところがありますので、これだけの精神的な、それから実際の負担をつくって、どれほどの意義があるのか、そのバランスが疑問にも思います。

F 委員

私は、実際の裁判を傍聴できませんでしたので、頂いた資料を読んだり、DVDを見たりして、その上での感想なので一般論しか申し上げられないということをまずお断りしておきます。先ほどほかの委員の方からもありましたけど、やっぱり選ばれたときのいろんな精神的な負担とかが、かなり高いんだらうなということは分かっていたんですが、それ以上に多分実際の裁判の現場に立ち会うという経験自

体は、先ほどから何人もの方がおっしゃっていたように非常に勉強になるということであろうということはよく分かります。分かりますが、我々のような一般人が勉強になる程度の気持ちの在り方で人の生き死にみたいなものを判断する部分に参加するという制度自体が非常に重いというか、もう始まった制度なので、これから多分こういう制度を通じて日本の我々のような一般人の感覚が変わっていくんだとは思いますが、やはり訴訟とか、そういったことに余り慣れていない国民性の中で、こういう制度があることの意味合いをもうちょっと周知することも必要なのかなという気がいたします。

それと、私も今、勤め先では部長みたいなことをやっていますので、自分の部下が裁判員に選ばれた事例はまだないんですが、起きたときの対応とかを具体的にちゃんと考えておかなきゃいけない時代になっているなということを感じました。

G委員

私は、17日に判決がありましたストーカー殺人未遂事件を最初と最後と中間、3回だけ傍聴しました。私も初めてこういう刑事裁判について傍聴したのですが、検察側の説明あるいは弁護士側の説明に関して、最初持っていたイメージよりも非常に分かりやすく、相手が裁判員ということで理解できるようにかなり配慮して説明されているという印象を受けました。私も初めてでしたが、説明等、ほぼどうということかというのは理解できたかなと思います。

それと、ほかの委員さんから出たと思いますけど、やはり仮に自分ないし会社の同僚等、部下等が選ばれた場合の負担というのはかなり重いものがあると思います。一つは期間に関して、ストーカー事件の場合も1週間じゃなくて2週目に入っていたと思いますが、それだけの期間を拘束されるとなると、本人もさることながら会社のほうの仕事の負担というか、周りの人間がそのカバーをしなければならないという意味でいろんな影響も出てくると思いますので、かなり詳細な説明がありましたが、もう少し例えば争点になっている部分にポイントを絞って、それ以外のとこ

ろはできるだけ簡略化するとかすれば、もう少し期間の短縮の余地もあるのかなという印象も受けました。あともう一つは量刑に関してですけど、いきなり素人が例えば死刑が予測されるような裁判で判断を求められるというのは非常に厳しいものがあると思います。私もDVD等を見せていただきました。私はふだんドラマは余り見ませんが、ドラマとしてもかなりいいプログラムでした。ただ中身としては判決は比較的軽いものだったので、そういうふうに捉えられたんですけど、これが死刑に関する事件だったら、そのように理解できたかなという印象を持ちました。最初はそういう死刑に関する裁判ではなくて、もう少し選んでいただいて、年数を経るに当たって一般国民のほうも、そういう理解度が上がってくると思いますので、その時点でレベルを上げるとか、そういうことを検討したほうがいいのではないかという思いもしました。

H委員

私はストーカー事件を傍聴した感想を3点簡単に言いたいと思います。まず、裁判を傍聴するのは初めてだったことから、非常に自分自身、緊張もしていましたが、非常に分かりやすかったということと、それから最初の冒頭陳述あるいは被告人のこと、それから弁護士さんの話を聞いていたら、そのたびに自分の感情が右に行ったり左に行ったりしました。ですから、裁判員になられた方は、やっぱり最後まで公判を通して自分自身をきちんと持っているいろんなことを理解していくということの大変さを感じました。もし自分がなった場合は、こういうことではいけないということも感じました。

それから、この委員会の事務局から裁判員制度に関する資料やDVDを頂いて帰って自宅で見ましたら、本当によくできた資料、DVDで、裁判員の役割がずっと入ってくるような理解できるものでした。

私はこの制度のスタート時に日本にいなかったもので、どういうスタートを切られたのか分かりませんが、まだまだ国民の間に十分理解が進んでいないと感じてい

ます。例えば、裁判員とか、そういう言葉は皆さん御存じですが、あれは絶対に指名されたら断れないとか、何か悪いくじに当たったような、そういう印象を持たれている方もいるし、それから会社や社会の理解を得るのもまだもう一歩というようなことがあると聞いております。例えば、国税庁は国民全員に納税をしてもらおうということで、PRあるいはそういう税の大切さということをもものすごくアピールされていると思います。そういう意味では全員が裁判員になるわけではないですが、それこそ会社の中の誰か、社会の誰か、どこかで関係が誰にあるか分かりませんので、常にやっぱり息の長い理解を求める、そういう運動というのか、取組は必要かなと思いました。

それから、これはたまたまでしたが、第1回的时候、被害者が別室からモニターを使って証言されていました。この取組自体は、非常に当然だと思いますし、いい取組だと思いましたが、そのときのモニター機器の調子が悪くてモニタリンクが中断されました。被害者は非常に気丈に質問に答えられていましたが、この機器のトラブルが、例えば法廷にいた方あるいは証言をされた人、そういう方の心理に何か微妙な影響を与える可能性もあると思うんですね。例えば、私は弁論大会なんかに出て非常にうまくいっている人がちょっとマイクの調子が悪くなったところでつまずいたという例を何度か見ました。ですから、こういう機器のチェックというのは、事前にもう十二分に行って、このようなトラブルはやっぱり防いでほしいとそのときに思いました。時間も随分そのために取りましたので、これはあってはならないことかなと思いました。

I 委員

私のときは、ストーカー事件の例を見学させてもらいました。裁判員の方は、私のときは若い女性も含まれていたもので、とてもよかったなと思いました。傍聴席でちょうど中学生が一緒に聞いておられました。今頃の中学生はテレビなどでいろんなことをよく知っていますが、検察側の方が事細かい何月何日にデートして、性交

渉は何日かとかいうようなことまでちゃんと言われたのでちょっとびっくりしました。そういうふういきちんと現実を踏まえてしないといけないのだなと思い、そこが私はちょっとびっくりしました。それから、検察側も弁護士側も、本当に素人の私でもよく分かりました。1本のナイフでも、検察側では大きなナイフと言ひ、弁護士側ではちっちゃいナイフと言ひ、本当の大きさがどれくらいで大きいのか小さいのかいうことでも激論されました。人間の一生を決めることなので、どちらも本当に大変だなと思いました。でも、私が裁判員ならこれは大変なことを決めないといけないのだなと本当に悩むと思いました。

委員長

法曹の委員の前に私からも簡単な感想を少し述べさせていただきます。私は、12月に行われた覚せい剤取締法違反事件を傍聴しました。私は民事が専門であり、刑事についてはほとんど全くの素人ということで傍聴を久しぶりにしたのですが、率直な感想として、先ほどいろんな委員からの御感想のとおり、裁判員裁判は分かりやすく説明をしていると感じました。それは裁判員に対して分かりやすく説明をするということは同時に傍聴している国民一般人にも分かりやすく裁判は進められているという点を非常に印象に持ちました。これは、先回までテーマであった司法のアクセスということとも関連しますが、裁判員裁判が行われるいい点、悪い点も両方ありますが、傍聴人という一般の人が裁判の内容をしっかりと理解できるという一つのきっかけになっているという点ではいい側面があると思いました。しかし、先ほども委員の御感想にもありましたとおり、説明を丁寧にすればするほどやはり時間が長くなるというところも若干問題かなという感想を持ちました。

J委員

裁判員制度というのは、国民が参加して自分の町の大きな事件については自分たちで関与した形で国民の意思を反映、市民の意思を反映して解決するという非常に

意義深い制度だと思えます。そのためにそれが今後永続的に続いていくためには、裁判員が参加してよかったとは言えないまでも意義深いものだったとか、若しくは被害を受けなかったということが最低限必要だと思えます。その観点で裁判員のメンタルヘルスに関して非常に関心があります。新聞報道等によると、殺人事件などで傷口のカラー写真を見たり、そういった凶器のナイフを見たりということで精神的な負担を受けて、この裁判員が家に帰ったときに嘔吐を繰り返したりすると、若しくは不眠症に陥るとか、急性ストレス障害になるとか、そういった事例が幾つか報告されています。

最高裁は、裁判員メンタルヘルスサポート窓口というものを設置していますが、それは東京に行かないとカウンセリングを受けられないということもあるようで、なかなか利用できない人がいると。やはりこういったことについては、各裁判員裁判を実施している裁判所において、きめ細やかに事前若しくは事後のサポート体制を完備しておくことが必要じゃないかなと思えますので、岡山地裁においては、どのような体制があるのかも是非お聞きした上で議論を深めていければなと思えます。

K委員

先ほど委員の方々から検察官の訴訟活動について非常に分かりやすいという御意見を頂きまして非常にありがたいなと思っております。検察官としては、立証の全責任を負っている立場からしますと、やはり争点に絞って立証していくのは当然のことなのですが、それ以外のところも目配りを怠れないという点もございまして、なかなか皆さんに御理解いただくのは難しいところです。その中でもやはり事件の向きに絞っての立証というのは大きなテーマです。ストーカー事件で先日判決がありました件、傍聴していただいた方が多かったですけれども、私は最初の冒頭陳述や途中の証人尋問も傍聴していました。今のお話だと分かりやすいということでしたが、結局判決を見ると検察官の主張は余り入れられなかったもので、これからは分かりやすいだけじゃ駄目だと、立証責任を負っている検察官としては、いかに説

得力がある主張を立証していくかという点に、特に今後力を入れていかなきゃいけないのかなと思っています。

L 委員

私は、裁判員裁判に直接関与したことはないです。こういう制度ができる頃の実験台のような形で殺人事件に関与したことはありますが、そのときからずっと思っていることで、今日もまた後でテーマになると思いますが、一番思っているのは裁判員裁判は、始まるまでが余りにも長過ぎると、要するに起訴されてから下手すると裁判員裁判が始まるまで1年ぐらい掛かるんですね。じゃあ、その間被告人の立場というのはどうなってるのかという、そういうことが一番問題じゃないかなと思います。特に接見禁止なんかの場合に弁護人としか会えないと、1年間事件も始まらないでじっと中に座っているということに対してどう手当てするのかということが弁護人のサイドから見た問題点であると感じています。

それからもう一つ、公判期日自体の時間が長いのではないかという点について、これも先ほど来出ているように、細かく分かりやすくすればするほど時間は掛かるという、ちょっと矛盾するところがあると思います。それを絞っていくときにどういう絞り方をするか、我々が弁護士の立場として感じるのは、絞るときに被告人の目線で見てもらっているんだらうかという、そこのところ。全体の時間を短くしなければならぬので立証時間を短くしろという形になると何か拙速な裁判になるんじゃないかと思っています。

やっぱり裁判である以上は言いたいことを言って立証を尽くすというのが基本的なことです。そこところは裁判員の負担軽減ということだけで短くするという方法ではなく、やはり真実を発見するとか、適正な量刑や有罪無罪も含めてきちんとやるという意味での時間配分というのは考えてもらっていいんじゃないかなと思います。

M委員

私は、刑事経験が全くないので、そっちの話はちょっとできませんが、今までお話に出たようなことで民事にも関係するところでちょっと感想を述べます。裁判の迅速性というのはよく言われていますが、これは適正というのにもくっついていまして、内容も充実してなおかつ早くというのが一番その理想形であると思うので、その兼ね合いというか、バランスはなかなか難しいと思いますが、適正迅速の両方を考えるには、やはり民事的な発想で言えばどこが中心的な争点で、あるいはこれは付随的な争点というようなことで、その争点の重さを測って、そんなに重くない争点については、それに合った証拠調べの手続、重い争点については十分な主張の交換と、それから証拠調べみたいなことで、メリハリをつけていく必要があるということも考えています。

それから、先ほど傍聴人に分かりやすくというお話もありましたが、これは傍聴人に分かりやすくするのは民事で言えばなかなか難しいことになります。もう少しこれを傍聴人に分かりやすくというのは、多分当事者本人にも分かりやすくみたいな話なのかなと思います。そういう発想であれば分かりやすく、つまり難しくないような形で争点を整理して提示できて、なおかつこれはこういうことが問題になっているから、こういう証人でこういう内容について、特にポイントを絞って行うんですよということを明示して、みんなでそうですねということで、争点整理ができてそれで証拠調べに入るとのことだと思いました。もしかして傍聴人も含めて分かりやすく裁判は実現できるのかなと考えました。

B委員

最高裁判所が平成24年5月の3年の経過を切って裁判員裁判の実施状況についての検証報告書を出しました。これは委員の皆様にもお配りをしております。今日、先ほどからお聞きしている委員の方の感想はほぼですが、この検証報告書にいろんな観点から取り上げられるというふうに思っています。

ただ、量刑を扱わせることがいいのかというD委員がおっしゃった、その本当の意味での討論になると検証報告の枠をはずれます。これは、大事な問題だし、大きな議論になるところですが、本日の議論は、今の制度を前提にして行います。

検証報告書は五つの項目に分かれていまして、第1が裁判員対象事件の全体的状況、つまり何件ぐらいがどういう形で取り上げられているということですね。第2が選任手続、裁判員として選ばれるまでに、どういうことが行われていて、どういうことが問題になっているのかということです。第3に、裁判所の裁判員制度について、公判前整理も含めて、公判が始まる前から判決までということについてまとめられています。第4が上訴審。裁判所は不服があれば高等裁判所あるいは最高裁判所に上訴されますので、それと裁判員が加わった地方裁判所で決められたこととの関係をどうするのかということです。第5が、これも委員の方々からいろんなことでおっしゃった裁判員の負担、これはどうなんだろうということです。それから総論、後書きというものからなります。

大きく分けると、この報告書は、裁判員裁判の実施状況について光の部分と陰の部分を書いていきます。光の部分というのは、これは日本の国民が示した裁判員裁判という制度全体に対する受入能力が非常に高いということです。実施する前に最もいろんなところで議論されたことの一つは、国民に対するアンケートの中で、何で自分が参加しなくてはならないのか、あるいは、余り行きたくないんだけどという回答がかなり多かったことです。60パーセント、70パーセント近くそうだったことから、果たして裁判員裁判を実施した場合に国民の側がこれを受け入れてくれるかどうかということが、制度を実施する側としては最大の心配事だったわけです。

ところが、これを実施してみますと、裁判員候補者として呼出しを受けた方々の平均の出席率は3年間で大体平均で79.1パーセント、約8割の方が少なくとも出てきてくださっているということです。これは、多分当初制度設定者が心配したことの影響をはるかに超えて高い確率で出席をしていただいているということです。

次に、候補者の中から例えば、最終的に裁判員が6人、補充裁判員が2人の8人

を選んでいくわけですが、その手続が終わった後、最終的に選ばれた結果としての裁判員の例えば職業別だとか、年齢だとか、そういう比率が非常に国勢調査の結果にほぼ近いということです。

詳しくは知りませんが、陪審員制度をとっているアメリカでは、陪審員の構成比率と州にいる人たちの構成比率にどうも差が出てしまうということが大きな問題であると言われていています。要するに老人の方が多いとか、あるいは女性の方が多いとか、職業を持っていない方が多いとかというようなことが言われます。

したがって、その陪審員は、本当にその市民を代表しているのかということが、こういうふうは無作為に選挙人名簿から抽選で選んで国民が司法参加している国では問題になっているのですが、幸い裁判員制度はかなりそこが一致しているということです。これは先ほど企業でそういう立場の方からいろんな御意見が出ましたけれど、多分社会的にそういうものを支えている企業等の協力もあり、それから国民の側も仕事は持っているけれど、恐らく義務あるいはやらなければいけないことなら引き受けましょうということのあらわれだと思いますが、そこが非常にうまく反映しています。

そして、これは先ほどありました性的な事件でも3パーセントぐらいの差しか出ていなくて、全体として見ればほぼ問題はないだろうというふうに言われています。

最後にもう一つ、これは制度を行っている側としては非常に喜ばしいことなのですが、裁判所は裁判員として参加をした体験を持っておられる方全員に対してアンケートを行っています。その結果として、非常に貴重な体験だったという方が約95パーセントいらっしゃるということです。裁判員になるまではどう思われていましたかというアンケートも取っていますが、これについては大体六、七割は参加したくなかったと、できるものならやめたかったという回答です。これは今も変わっていません。だけど、参加すると約95パーセントの方がよかったという回答です。

先ほど、どなたか委員がおっしゃいましたが、よかったかで判断していいのかという問題、これは別の問題としてあると思いますが、率直な感想としてはそうなり

ます。そうすると、H委員がおっしゃいましたが、広報がまだ足りないんだということにはなるんですね。参加したら非常に充実感を持って回答してくださるのに、いまだに余り行きたくないねというのが多いのは、多分それは広報の問題ということになるんだろうと思います。結果として裁判員になられた方の感想がそうだとすることは非常に裁判員制度の持っている光の部分だというふうに思います。

つまり国民の側は非常にこの制度に対して恐らく無理もどこかでされているし、もちろんバックアップになっている職場とか社会も負担を抱えていると思いますが、それにもかかわらず非常に積極的に参加をして熱心に討議をしていただいている。これは光の部分。要するに日本人自体が、最近いろんなところで公共心が欠けていると言われますが、そうでもなくて、非常によく公共のために尽くすという精神に富んでいるという結果だと思います。

今度は、陰の部分についてですが、これはL委員がおっしゃいましたけど、一つは公判、つまり裁判員に参加してもらうまでの手続、公判前整理手続という名前と呼ばれていますが、この手続が長いということです。裁判員の方に参加してもらうことから、プロのほうで何を判断してもらうかということについての争点をきちっと整理しましょうということになっていますが、この期間が長いという、これはプロの責任ですね。ここをどうすればいいのかということについて。

それから、もう一つは、先ほどK委員がおっしゃいましたが、分かりやすいという感想を持っていただいていることが圧倒的に多いんですけれど、その分かりやすいの中身は、もう少し考えていくとどうなのかなと。分かりやすいということと正確に判断するための材料が与えられているということとの間には少し差があるかもしれない。その原因としてはいろんなことが言われます。そこには、もう少し工夫する余地があるのではないかというのが、この検証報告書の結果です。

要するに大きく分けると、国民の側は非常に熱心に参加をしていただいているんですけど、受け止める側のプロの側が、裁判所も弁護士、検察も含めて努力しなければいけないんじゃないでしょうかというのが、この検証報告の結果だというふう

に、これは私の勝手な感想ですが、そういうふうに思っております。個別のことについては、また後で申し上げる機会があると思います。

委員長

それでは、皆様の御感想をお聞きした上で意見を出していただくに当たりましては、もう少しテーマを絞りつつ御意見を頂いたほうが意見が出やすいと思いますので、今いろんな御感想を頂いたんですけれども、大きく分けると、性犯罪における裁判員の構成の適正さという問題が一つです。

もう一つ大きな問題としましては裁判員の負担です。負担の内容としましては、お仕事をされていて行かなきゃいけないという、経済的というか、生活的な負担の面と精神的な負担があります。精神的な負担の内容としましては、ショッキングな写真を見なければいけないということもありますし、責任ある判断をしなければいけないという意味での負担もあると思います。そのような裁判員の精神的あるいは経済的な負担という点についての問題です。その負担につきましては、もう一点、公判期日の長期化が関係する問題ということになります。大きく二つのテーマがあったと思います。それ以外のもう一つのテーマとしましては、裁判員裁判の制度そのものについて広報の在り方あるいはマスコミに対する周知徹底についてとか、ハード面の問題点があるかと思っています。大きく三つに一応分けることができるかなと思います。

【裁判員の構成について】

委員長

まず性犯罪には限りませんが、特に性犯罪についてD委員からお話を頂いているように裁判員の構成の適正さについてです。特に傍聴された事件ですと全員が男性の裁判員だったということですが、これについて何かほかの委員の方、感想とか御意見とかございますでしょうか。

L 委員

構成の適正さということで、先ほど性犯罪について女性が少ないじゃないかというようなことはあるんですけど、私自身は今の制度でいいのではないかと思っています。例えば性犯罪であって、そのときに男が裁くから量刑が低くなるというのは、それは女性のサイドで見ても逆にきつくなり過ぎるんじゃないか、あるいは普通のご感覚といいますか、違う発想を持っているんじゃないかと。プロの刑事裁判官を見て、いわゆる性犯罪に量刑が高い人と低い人というのは出てくるんですね。昔、我々が修習生の頃に冗談で娘を持っている裁判官に行ったらきついかとか、男の子ばかりだったら緩いかとか、そういういろんな話をしたことがあるんですけど、それは冗談の世界にすぎないのであって、実際には事件の中身を見てきちんとした判断を下されているので、たまたま男が少ないということもあり得ると思いますが、それは抽選の結果で仕方がないと思います。ある程度抽選という形で構成を担保するのであれば、今の制度でいいんじゃないかなというふうに、私自身は思っています。

D 委員

多分資料のほうでも説明を頂いたんですけど、抽選だけでなく、不選任の決定というのがありますよね。候補者として選ばれて出席された中から御本人が辞退をされるケース、理由なき不選任からくじというふうに進むときに、理由なき不選任というのはどういうことかなというのをちょっと伺ったら、やはり検察側、弁護側双方からこの方は外してというような形で外していく、性犯罪だけではないんですけど、例えば性犯罪で言えばやはり女性の方を外しているのではないかなというような印象を持ちました。

私は、昨年まで3年間男女共同参画推進センターの所長をしておりまして、その際にはDVであるとかレイプであるとか、そういった被害者の方の御相談をセンタ

一として多く受けておりました。男性だから軽くなるとか、女性だから重くなるという、そんな簡単なことではないんですけれど、やはり当事者の心情、量刑のところではなくて、心情をどちらが理解しやすいかということに関しましては、女性の性被害について男性が100パーセント理解するというのは想像すれば難しいのではないかなと思います。私も傍聴させていただいて、弁護士さんとか検事さんが説明されている内容の中に、3人の男性が強姦しているんですけど、最初にしたから厳しくて、後ならいいのかと、どうも女性の立場から言うと、そこが問題になるんだろうかと思うようなところが非常に議論されていたと違和感を感じました。

やはり不選任というのは、理由なき不選任というときに、性別だけではないかもしれないかもしれません。年齢もあるかもしれませんが、どこかで歯止めがなかったらやはり女性が被害者の性犯罪については女性のほうが厳しいだろうという、どうしてもそこが出てくるのではないかなと危惧いたしましたので提案をさせていただきました。

トータルですれば、確かに資料のもの、こちらの検証報告書の53ページにB委員が御説明されたように、全体的に見れば非常にバランスよく出てるんですが、被害者の方にとっては全体的な平均をどんなに言われても自分の裁判ですから、やはり一件一件どこかで理由なき不選任に何か歯止めというんですかね、そこが考慮されるようになれば、なお一層いいのではないかなという感想を持ちましたので、そこだけ述べさせていただきます。

委員長

理由なき不選任の実際で男性だから女性だからという性差を理由に不選任にすることなんですかけれども、そのようなことは実際に行われているんですか、差し障りのない範囲でお願いします。

J委員

私は、裁判員裁判を1件しか経験していませんが、そういった性差を理由にした

ことはありません。

委員長

実際にはあるのか、ないのかという感覚としては、J委員のほうから雰囲気として、御自身の経験ではなくても雰囲気として、そういうのがあるかなとかいうことがもしあったら教えてください。

J委員

全くの臆測ですけども、もしかしたらあるかもしれません。

H委員

今のD委員のおっしゃったことには100パーセント同意します。やっぱり女性が外されることがあるんじゃないかなと思っておりました。それともう一つ、北欧のほうで男女平等の社会が実現するために、クオータ制というのが取り入れられています。例えば、議員にしても管理職にしても、この世の中には男と女しかないと、どこの場所においても男と女の半分ずつの意見が要るということで、女性が少ないと思えば女性にその席を与えるんですね、恣意的にしても。それに対する賛否両論はありますけれど、やっぱりこういう性犯罪とかいうのは、男性でも全然間違っただ判断はしないとと言われても心情的には分からないところというのはあると思います。

ですから、そういうところで、半分は女性の委員にするというような何かそういう特例があってもそれが必ずしも平等を破るものではないと私は思います。その事件事件によって全く1人しかいないというのがこの中にありましたら、今日の話聞いたなら1人もいなかったという事例もあるのは、これはちょっと私はおかしいのか、正しい判断が導かれるかなというふうに思いましたので、女性の意見も是非そこでは反映できるようなシステムのほうでないといけないと思います。

委員長

この岡山の裁判所の事件で分かる限りでよろしいんですけど、性犯罪における裁判員の構成が男性だけだった事件というのは、割合として多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

裁判員裁判担当者

今の御質問ですが、実は統計数字として性犯罪で男性何人、女性何人とか、それ以外の事件で裁判員の方が、男性何人、女性何人とかいう統計は特に取っておりません。ですので、皆さんが御覧になられた1月の裁判員裁判で男性ばかりだったというのは事実としてはございますが、あれもまさに抽選の結果という捉え方をしています。

委員長

Ｌ委員からも御指摘いただきましたように、くじ、抽選の結果、男女に差が出て、全員男性、全員女性となるのは、くじを前提とする今の制度を前提とする限りは仕方がないということは何となく分かります。理由なき不選任についても、制度を前提とすると理由なきなので理由を問わないということなんですが、そこで実際女性だから男性だからということで実質的にそのような理由で不選任にしている場合もあるような感じは何となく想像はつきます。そのレベルの問題として、この理由なき不選任は制度上理由はやはり一切聞かないということが前提となっているんでしょうか。

裁判員裁判担当裁判官

委員長からの御指摘のとおりでして、現行の法律の上では、まさに理由なしの不選任は一切理由は聞かないということになります。

委員長

理由はないということなので、今後法制度を変えるとすれば理由を述べろとあって、その理由について性差を理由として不選任をしてはいけないという制度ができるかもしれないけど、現行法の観点はそうになっていないということなんですね。確かに男性あるいは逆に全員裁判員が女性だという状況も傍聴人から見ると、若干不自然と言うと語弊がありますが、不自然な感じがします。それで、私の率直な感想ですけど、そういう制度が前提となっていればいいのですが、常に均等であるというのもやはり何かどこか不自然なような気がしてきますので、いろいろ問題があるかと思います。

ほかの委員の方、何か率直な感想でいいですけど、性犯罪には限らなくても構いません。男女比ですか、あるいは年齢もあるかもしれませんが、構成員、裁判員の構成内容、構成の適正さについて何か御意見等あったら出していただければと思います。

K委員

性犯罪の場合に女性がより厳しく重く処罰をするという判断になるかどうかというのは、いろいろ個別には意見があるとは思いますが、検察官としては必ずしもそうではないという理解をしています。男性でもやはりそれが自分の身の回りの人に置きかえれば、それはやはり厳しい意見になるでしょうし、逆にそうでない人ももちろんいると考えておりますので、少なくともこの岡山におきましては、運用上、性差によって検察官において理由なき不選任を行使するということはしておりません。

B委員

恐らく、偏りが出るとしたら、D委員がおっしゃったように、理由なき不選任のところだと思うんです。それで、その前提として、そこで女性を性犯罪について理

由なき不選任をしたら弁護士だろうと思いますが、検察官もやる場合があるのかもしれませんが。これ検察官だったら逆ですけどね。逆ですが、あるかもしれませんが、弁護人のほうがやることは多いのではないかと勝手に想像します。

先ほどD委員がおっしゃった検証報告書の55ページを見ますと、性別による男女比が出ています。全事件を見ると、54パーセント対43パーセントなんです。ずっと項目がありまして、一番下に性犯罪について特別の統計が取ってあります。これを見ますと、少なくとも平均値よりは女性が少ない、3パーセントぐらいですが、少ないということになります。これが出る理由は、恐らく理由なき不選任をやっているからだと思います、女性について。そうしなければ、なかなか3パーセントは出ないと思います。それが前提ですが、そのことがどうかという問題です。私の知っている範囲ですが、こういういわゆる陪審型、ある種選挙人名簿を母体にして無作為で判断権者を選ぶ制度で、理由なき不選任を認めない制度はないです。恐らく最終的には被告人の納得ということだと思います。そういう意味では、長く陪審員制度の伝統を持っているアメリカでも、確か陪審員の数は12人ですかね、あるいは補助要員を入れて14人ですか。これは両方とも検察も弁護も理由なき不選任の権利を持っていると思います。だから、司法制度において、ここにH委員がおっしゃったようなバイアスを設けるとするのは難しいと思います。それは、裁判というものについて、例えば量刑という面でも、量刑上何を考慮しなきゃいけないのかということについては討議によって正しい結果が生じると、もたらされるということが、これが制度の前提になっているわけですね。つまり、このとおりに本当にやっているかどうかの問題です。ただ、先ほど申し上げた被告人の納得という別の価値があるものですから、これを超えてまでバイアスを加えた選任ができるのかというのが一つあります。

それから、アンジェラ・デイビス事件とって、我々の世代では有名な事件ですけれど、公民権運動が華やかだったアメリカにおいて、ある殺人事件が起きまして、その犯人としてアンジェラ・デイビスという女性が逮捕されたんですが、彼

女は黒人で、しかも左翼少数政党の黨員だったという、自分でもそうおっしゃっていますから間違いないんだと思うんですが、それで南部で陪審裁判が行われました。理由なき不選任をやった結果、白人の陪審員だけになったのです。二つの差別を負った状態の黒人の被告を白人だけで正当に裁けるかという問題が大きな問題になったのです。しかし、結果としては無罪になって、これは陪審員制度の勝利という形で伝えられています。今もアンジェラ・デイビスさんは多分どこかの大学で先生をおやりになっていると思うんですけど。これはアメリカで、少なくとも陪審員制度を支持する人たちにとっては勲章なんです。本来あるべき姿からするとこういう結果になるはずなので、ここにバイアスをかけた選定を持ち込むというのはなかなか難しいだろうと思います。少なくとも理由なき不選任について女性をとという意見は、おっしゃるとおり、これからの問題だと思いますし、今委員の方がおっしゃったことが全然賛成できないとかという問題ではありません。心情が分かるということは量刑にとって必要であることも間違いありません。ただ、全員が男性になってしまったことについては、やっぱり理由は抽選の結果なんですね。

計算してみたら分かると思いますが、最大限その不選任権を行使しても、確率として少なくとも6人のうち2人は女性になります、確率的にはね。そこから先はちょっと数字のマジック的なことが起こるんでしょうね。逆に全員が女性になったりすることも起こると思います。そういう例があることは現にあることから、あると思いますけれど、少なくとも統計上の数字からいくと確率的には少なくとも6人のうち2人は女性が選ばれるというふうに組み立てられている制度だと思います。ただ、抽選ですからそこでアクシデントが起こるといようなことではないかなと、それも踏まえて、個人的な意見ですが、なかなかバイアスがかった選任制度を決めていくというのは難しいのではないかと思います。

委員長

構成につきましては、多分今後も立法の見直しの中で、特に理由なき不選任につ

いてはいろんなところで議論に回されると思いますので、皆さんいろんなところで御意見等を発言していただければと思います。

【裁判員の負担について】

委員長

次のテーマとして裁判員の負担というところについて入っていきます。C委員のほうから御質問、御感想があったように、休憩が長いということがあります。休憩につきましては、何かどこかで決まっていたりするのでしょうか。

裁判員裁判担当裁判官

先ほどのお尋ねに関しまして特に法律あるいは規則等によって休憩の取り方や時間などについて定めがあるわけではございません。いずれも運用の中身ということになります。御指摘の御意見、非常に重く受け止めておりますが、やはり裁判員それぞれの個性等もいろいろあろうかと思えます。中には若干の健康の不安も抱えながら裁判員としてお務めいただいている方もいらっしゃいます。そして、そのことは裁判所においては事前にはどなたが裁判員になられるかも分かりません。ということで、しかも日常されているお仕事や生活とは違う形で裁判に関与していただくということもあり、非常に負担もあろうかと思えます。我々裁判所としては、できる限り集中して公判に臨んでいただきたいというような気持ちも持ってございまして、長い時間の公判審理の継続ということは余り望ましくないのではないかなど考えまして、例えば1時間に1回程度ぐらい10分間の休憩、15分間ぐらいの休憩というような形で運用していることが多いかと思えます。

委員長

休憩につきましては、そのような形で取られているようです。裁判員の負担ということで、公判期日も1日かなり長い時間拘束されるという点で非常に負担が多い

かと思えます。更に裁判員の精神的な負担についてメンタル的なサポートについての御質問があったかと思えますが、岡山の裁判員制度についてメンタルな点でのサポートはどのようになっているのでしょうか。

裁判員裁判担当者

メンタルヘルスサポートについては、岡山独自のという特別なことではありませんが、裁判員になられた方には、皆さんに毎回選任された直後に最高裁判所のほうで開設していますメンタルヘルスサポート窓口のパンフレットをお渡しするとともに、私のほうでそのサポート窓口についての説明をさせていただいております。このサポート窓口は、基本的には電話相談、フリーダイヤルによる電話相談からスタートして、専門のカウンセラーが対応するということとなりますが、その電話での解決がされない方については、その先、電話以外のウェブ、メール等での相談あるいは対面カウンセリングと申しまして直営の相談室、これは実は東京に1か所しかないんですけども、それ以外に全国47都道府県に、今年度でいくと217か所の提携機関と最高裁とで提携契約をしております、最終的にはその電話で対応したカウンセラーからその提携機関につなぐという形で実際に医療機関に対面でのカウンセリングを受けていただくことが可能な仕組みとなっております。それがメンタルヘルスサポート窓口になりますが、それ以外には、やはり進行している間、裁判をやっていただいている間は、私たちのほうでも裁判員の健康状態は特に顔色とか表情等については逐次注意しながら、ある意味凄惨な事件とかを担当していただく場合には、私たちも裁判官とも共同しながら特に注意を払って、何かあったら声掛けしたりという形でやっているという状況です。

J委員

まず、一旦お聞きしたいのは、検察庁にお聞きするほうがいいのかもかもしれませんが、そういう凄惨な残忍な殺人事件などに特に問題があると思えますが、遺体や傷

口についての写真というのはカラー写真なのか、それとも白黒に加工されたりするなどの工夫をされているのかということをお聞きしたいです。また、先ほど裁判員の顔色や表情などを注意されているという御説明はありましたし、その提携機関にアポを取って岡山でも近くの提携機関にカウンセリングを受けることはできるという御説明はありましたが、新聞報道等によると、例えば最高裁のメンタルヘルスサポート窓口から紹介された県内の保健所に電話すると裁判員のための相談は知らないとか、必要なら精神科医を紹介するとか程度のことを言われて愕然としたということもあるようです。そういった点で、提携しているといっても、やはりそこに電話してだけでいいのか、やっぱり裁判所として、例えば臨床心理士などを準備してというか、来ていただいて、例えばこの審理が長引いたときには臨床心理士さんと裁判員が直接お話しできる機会を設けて心のケアを直接図るというケアがあってもいいのではないかなと思ったりもしていますが、その点についてどうお考えになるのかもお聞きしたいと思います。

K委員

実際の捜査では、やはり現場あるいはこういった被害者の御遺体の写真だとか、そのもの自体が公判には出せないことから、写真というのが非常に重要になってきますので、後でどこが争点かというのは分からないこともあって、何枚という枚数じゃなくて何十枚、場合によっては何百枚と撮ることがあります。実際に公判において裁判員裁判で我々が立証しているところを説明しますと、やはりその中で争点に沿って必要最小限度のものを裁判で出そうということが大前提になっております。それから、争点ですね、例えば殺意が争われて、その傷口とかその傷の深さが争われる事案ですと、例えば傷口の状況を立証しなければならないということになると、その写真を請求するということになると思いますが、その場合でも必要に応じて大きさを調整しまして、例えば余りアップの写真ではなくて、ちょっと引いた写真、あるいは御遺体の顔は大体亡くなるときは悲惨な状況になっておりますけども、そ

こが写っていないものを選ぶ、あるいは写っているものでも目のところに黒い線を入れて覆いで見えないようにするというような工夫をしております。それから、あるいはイラストで代替できるものについては、傷口の様子なんかは本物を見なければいけないのか、イラストで足りるのか、事案によりますが、イラストで代替できるものはイラストを描いていただいて裁判に出すという工夫をしております。それから、実際に裁判での取調べの際には、これは大体裁判員の方の手元にあるモニターに写して取り調べていくこととなりますが、その場合には事前にこういう写真を今から映しますという説明をして、心の準備をしていただき、その上で見ていただくというような工夫を現在しております。

委員長

私のほうから、刑事事件は全く私も素人なのでちょっとお聞きしたいんですけども、裁判員裁判について非常にショッキングな写真等は全て一応証拠として提出しようと思えば提出することが適法にできるという制度になって、余りにショッキングな写真を見せてしまうと裁判員に対してバイアスをかけるために、要はこの人はこんなひどいことをしているんだということで、失礼な言い方ですが、検察にとって有利になるという理由で禁止している国もあったような気がするんですけど、日本はどうなっているのか質問をさせていただきます。

K委員

そのような制限はないということになっておりますが、先ほど申し上げた検察官から見ての必要最小限度と弁護人、裁判所から見た必要最小限度のその理解がやっぱり違いますので、そこはやはり法律上の要件が検察官としては整っていたとしても必要がないということで採用されないことが、特に最近、私の感覚では結構あります。検察官として量刑を有利にするために請求するんじゃないかという御意見もあるかもしれませんが、やはり人が1人死ぬというのは、今はなかなか身近ではな

と思うんですけれども、それだけ重いことなんだということ、特に凄惨さの中で被害者が亡くなっていくのをやはり想像していただくには、その状況をまきに見ていただくのが基本なのかなという考えはあります。ただ、それと精神的負担の大きさを検察官としてはバランスを考えていかないといけないというところでいろいろ工夫をしているところでございます。

裁判員裁判担当者

先ほどの提携しているだけでいいのかということの御指摘ですけれども、現状として裁判所に先ほど言われたような臨床心理士を裁判員裁判をやっているときに手配して面接、面談ができるようにということには現状としてはなっておりません。現在行っている制度としては、最初に説明したとおりということになります。裁判所に非常勤で勤めております精神科の医師である技官が、事件によってそのような危険がある場合にはひょっとしたらということで、その技官に法廷へ駆け付けていただいたり、あるいは裁判員さんあるいは証人で来られる方とかのためにその技官に連絡を入れておいて、いつでも対応できるようにすることもあります。ただ、これは全件についてやっているというものではございません。

J 委員

岡山において裁判員のメンタルヘルスに関して特に重大なことがなかったということであればいいとは思いますが、それが直ちに現状の運用がいいからだということにはつながらないと思いますので、今後もちよっと一応意識的に更にいいサポート体制は何かというのを考えていただきたいと思います。要するに、それがあって初めて予防できると思いますので、そういったことを考慮していただきたいと思います。

委員長

問題が生じる前に予防的に制度を改正しておく必要があるというのは、正しい御意見だと思います。

B委員

精神的負担の点についてちょっと申し上げます。J委員がおっしゃったことはよく分かるのですが、法曹三者は少なくとも精神科医のサポートよりはもっとやることがある。それは、現実に裁判員に対して、先ほどK委員がおっしゃいましたが、何を証拠として裁判員に示す必要があるのか、これは請求するのは主に検察官でしょうが、弁護人も請求することがあるし、弁護人はその検察官の請求に対して意見を存分に言える立場にあるわけですね。そのときに裁判員に精神的負担を与えないということも一つの裁判員制度を保つための重大な価値であるということについて、もちろん裁判官もですが、裁判官と検察官と弁護人が十分配慮した形の、配慮の具体的な内容になると、これは議論になりますが、少なくともそこが重要であるということについて共通の認識を持つことが必要です。そして、弁護人は検察官が出してきた証拠について簡単に同意はしない。それは本当に必要かどうかということについてきちんと意見を述べる。裁判官もそれを踏まえて、仮に意見がなかったとしても、どうなんだろうという議論を常に当事者の側に持ち掛けると、それがまず我々法曹がやらなければいけない一番大事なことだと考えています。もちろん裁判所としては先ほどJ委員がおっしゃったことについても、考えていかなければならないと思いますが、現実に現場で裁判を担当している法曹としては、今申し上げたことが一番大事なことだと個人的にはそう思っています。

【職務従事期間中の休暇制度について】

委員長

裁判員に選任されるとお仕事はその間には当然やることができない。しかも非常に重大な事件に責任がある立場で関与しなければいけないということになりますと、

やはり自分の仕事をその間やらないというところもやはりかなり気になるところではあるかと思いますが、企業の立場からそのような手当というものを実際にされている、あるいは今後するということがあったら現状を教えていただければと思います。

G委員

私どもの会社の例で、こういった裁判員に指名された場合ですが、会社としては就業規則の中に規定を設けておりまして、休暇でも有給休暇とかいろいろありますけど、特別休暇という形が採用されるようになっております。これは、例えば身内が亡くなるとか、結婚するとか、そういう特別なときに有償、給料が出る形での休暇ということで、裁判員で指名された場合もそれを適用すると、日数についても必要な日数は全て認めていくという形になっています。正社員だけではなくて、パート社員のケースもありますが、パート社員も全く同じ規定になっております。ということで制度的には担保されているとは思いますが。ただ、いろんな会社があつて、こういった制度が本当にどこまで整備されているとか、比較的大きな会社は対応できるとは思いますが、少ない人数で最小限でやっている会社等の場合ですと、果たしてそういった形ができるのかどうかという疑問はあります。それと、制度的にはそうですが、実際に指名された従業員の立場からすると、その間自分は仕事ができなくなりますけど、仕事が止めてもらえるわけではないので、誰か周りの人間でそこを穴埋めしていかなければならないということで、そういった周りの方に迷惑を掛けるというような思いもやっぱり出てきます。その辺が日頃の会社の中のコミュニケーションであるとか、そういった法律とは別の意味の体制を整備していかなきゃならないということもあるかと思えます。そういう意味で、そういった制度的な面、会社というのはいろんな会社があると思えますので、そこら辺がどこまで浸透しているのかというのをちょっと聞きたいなというのがあります。

委員長

まさに裁判員裁判が国民一般に浸透していれば裁判員に選ばれても安心してと言うと語弊がありますが、仕事をお休みして裁判員の職務に専念できるということになるのだと思います。これは次の裁判員裁判の広報というテーマとも関係してきます。

【裁判員裁判に関する裁判所の広報活動について】

委員長

裁判員裁判の広報というか、国民に対する周知徹底、あるいは意義の見直し等も含めてですけど、その周知徹底をどうしたらいいかということになるかと思いますが、裁判所のほうから何か制度が始まった当初と比べて最近より何か広報活動等について工夫がなされている等がありましたら教えていただければと思います。

事務担当者

裁判所におきましては、当初相当力を入れて国民の皆様に対する裁判員制度の広報をしておりました。裁判官も含めていろんなところに出前講座という形で出張して広く県内隅々まで、まずはこういう制度ができましたということでいろんな広報をしました。その中で、当初感想の中でもおっしゃっていただきましたようなDVDも上映しまして、大体こんなイメージですよという広報をしました。その後、だんだん縮小しているというのが実際の現状です。その中で現在力を入れておりますのは、裁判所に実際に来ていただいて、空の法廷を見学していただいたり、実際の裁判を傍聴していただいたりということで、先ほど中学生の団体が傍聴していたというのも、そういう一環ですが、かなり学校から傍聴や見学に訪れていただいております。裁判所のウェブサイトにも見学や傍聴の案内を載せておまして、ほぼ毎年のお越しいただいている学校も多くあります。できるだけ学生さんとか、低い年代の方も、今後選挙権を持つようになったら対象者になりますよということで、

今から考えておいてください、今後当たったら必ず参加してくださいというような紹介をしているところです。問題は、企業に対する関係なんですが、これについても制度発足前後に県内のいろんな企業に広報に回りまして、裁判所のほうで休暇制度を強制することはもちろんできませんので、任意でということにはなるんですが、できるだけ有給での休暇制度を整備していただくようお願いするという活動をしていました。その後、実際に整備状況がどうかということにつきましては、平成24年5月21日、ちょうど3周年のときに、岡山中で企業の人事担当者向けの裁判員制度説明会を行いまして、県内の企業に案内を出して来ていただいて裁判員制度について紹介したりする中で、実際の整備状況はどうですかというアンケートも取ったりさせていただきました。やはり先ほど御指摘のように、業種によってもまちまちでしたし、従業員数によってもいろいろ整備状況が進んでいるところ、そうでないところがありました。その後、また同様の企画を今現在検討中ではございまして、できるだけ平成26年中に、そういう説明会等をしたいと考えています。その前提として、まず現状についてアンケート等を実施し、把握し、分析をした上で実施したいということで、広報活動としてはこのような取組をしているところです。

委員長

制度が発足したときにはかなり広報されていたことは、大体制度が進んでくると少し手が薄くなってしまって、感覚ですが、むしろ今からより積極的な広報をしていただいたほうが、より制度が充実するような感じがいたします。

裁判員裁判は、いろいろ法制度の改正もあるかと思いますが、いろいろ問題点もいいところと悪いところを含めた制度だと思っておりますので、今後国民として積極的に関与できたらなと思っております。

それでは、大体議論の時間が参りましたので、本日のテーマの意見交換としましては、これで終わらせていただきます。

(別紙第4)

【次回のテーマに関する意見交換】

委員長

それでは、次回のテーマについて少し議論していただければと思いますけれども、何か次回の地方裁判所委員会のテーマとして取り上げるべきテーマについて御意見がございましたら出していただければと思います。

(特に意見は述べられなかった。)

B委員

皆さんのほうで格別なことがないのであれば、前回話題になっていたのは、一つは広い意味での法曹養成です。要するに、これは新聞報道で皆さん方もよく見られると思いますが、司法改革に伴って法曹養成の基本的なスタイルが少し変わりました。ロースクールというのができて、その中から修習生が入ってきて、裁判所からいけば新任判事補が採用される。主なところは新任の判事補の養成の問題、その前提となる司法修習の問題を取り上げることにしたいと思います。広く言えば法曹養成の在り方等について国民の側から見て何か問題点はないのかとかということが一つです。それから、裁判の迅速化です。ただし、迅速化に関することをテーマにするとしても、もう少し迅速化の何を問題にするかと、例えば今日の裁判員裁判がもう少し短期間で行わなければならないというのも迅速化の問題ですし、民事裁判が長過ぎる、あるいは民事裁判の中でも例えば医療紛争が長過ぎる、建築瑕疵が長過ぎる、そういう特別な事件が長く掛かることを何とかしたいというのも裁判の迅速化です。あるいは裁判が2年で終われない社会的要因としてはどういうことが考えられて、法曹三者、裁判所は主に何を努力しなきゃいけないのかという、そういうテーマにもなるのかもしれませんが、そういうことを全部含めて迅速化に関してテーマにして取り上げてみようかと、その二つを今のところ事務局としては考えているようです。

委員長

答えていただきましたテーマとしましては、判事補の養成が主ですけども、法曹養成についてというテーマと裁判の迅速化と、内容についてはもう少し詰めるという二つのテーマを御提示いただいたと思います。何かそのテーマについて御意見はございますか。あるいはその二つのテーマですとこちらのほうが議論しやすいのではないかと、あるいは興味がありますとかということでも構いませんけれど。

J委員

二つのテーマはいずれも非常に重要なテーマだと思います。私は、この地方裁判所委員会で議論するテーマとしては、法曹養成よりは裁判の迅速化、アクセスの問題も含めてのことのほうがむしろ議論もしやすいのかなというふうに思いますので、こちらのほうがいいと思います。というのは、非常に守備範囲は広いんですけども、やはりこの岡山の運用として何か裁判の迅速化若しくはアクセスの拡充についてやれることはないのかということについて、身近な問題として議論がしやすいというふうに思います。法曹養成のほうは、非常に重要なテーマではありますが、ロースクール制度や若しくは研修制度、修習制度など、要するに運用だけではどうしようもできない制度的な壁があるように思っていて、非常に大きな議論になるべきところだろうなと思いますので、むしろ裁判所委員会で議論するには非常に難しいテーマじゃないかなと個人的には思いますので、迅速化のほうを推します。

委員長

それでしたら、今J委員のほうから御提案がありましたとおり、次回のテーマとしましては、広い意味での裁判の迅速化と、更に取り上げるテーマについてはもう少し迫れるというか、ピンポイントで議論するという方法でいかがでしょうか。

(全委員が賛同した。)

委員長

それでは、次回のテーマとしましては、仮題ですけれども裁判の迅速化ということにさせていただきます。

B委員

アクセス等の問題については、前回までで一応一区切りついていますので、迅速化の問題を取り上げるとしたらそれ以外というふうな方向を考えています。それでよろしいでしょうか。

(全委員が賛同した。)

委員長

アクセスは一応数回にわたって議論してきたところでありますので、迅速化のうちアクセス以外のところに着目した議論ということになるかと思えます。